



2019年8月19日

各 位

会 社 名 イオンディライト株式会社
代表取締役社長
代 表 者 名 兼社長執行役員 濱田 和成
グループCEO
(コード番号 9787 東証第一部)
取締役兼常務執行役員
お 問 合 せ 先 グループ戦略・デジタ 四方 基之
ルソリューション統括
(TEL. 03-6840-5712)

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の取得および消却に関するお知らせ

当社は、2017年4月12日の当社取締役会で発行を決議した第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）、2018年4月11日の当社取締役会で発行を決議した第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）について、下記のとおり新株予約権の一部を取得および消却することを決議しましたのでお知らせ致します。

記

1. 取得および消却の理由

当社は、2019年7月22日付「当社連結子会社 株式会社カジタクの不正会計処理問題に対する再発防止策について」に記載のとおり、当社連結子会社である株式会社カジタク（以下、「カジタク」）における不正会計処理問題に関して、特別調査委員会からの再発防止策の提言を踏まえ、グループガバナンス体制の強化および再発防止策の実行計画を策定いたしました。

当該事案により、過去当社の取締役であったカジタク元代表取締役社長澁谷祐一氏の保有する第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）および第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）が上記新株予約権の発行要項における「新株予約権の消却事由および消却の条件」（※）に該当することとなったため、当該要項の規定に基づき当社が無償で取得し、これを消却するものです。

今後、当社は、グループガバナンスの強化と再発防止策の徹底により、グループ経営体制をより強固なものとし、今一度、イオンディライトグループとしての成長戦略を加速させることで、株主をはじめとしたステークホルダーの皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

※「新株予約権の消却事由および消却の条件」において、法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合に、当社取締役会決議により新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却できると規定しています。

2. 取得および消却の対象となる新株予約権の概要

(1) 第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

① 取締役会決議日	2017年4月12日
② 新株予約権の行使期間	2017年6月10日から2032年6月10日
③ 新株予約権の割当日	2017年5月10日
④ 新株予約権の発行数	263個
⑤ 新株予約権の目的である株式の種類及び総数	普通株式 26,300株
⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 0.5円
⑦ 新株予約権の発行価額	1個当たり 316,700円
⑧ 新株予約権の割当者の内訳	当社取締役のうち 10名

(2) 第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

① 取締役会決議日	2018年4月11日
② 新株予約権の行使期間	2018年6月10日から2033年6月10日
③ 新株予約権の割当日	2018年5月10日
④ 新株予約権の発行数	261個
⑤ 新株予約権の目的である株式の種類及び総数	普通株式 26,100株
⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 0.5円
⑦ 新株予約権の発行価額	1個当たり 343,900円
⑧ 新株予約権の割当者の内訳	当社取締役のうち 10名

3. 取得および消却の内容

(1) 取得および消却する新株予約権の数	1,000株(10個)
内訳	
第10回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)	500株(5個)
第11回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)	500株(5個)
(2) 新株予約権の取得価格	無償
(3) 新株予約権の取得および消却日	2019年7月23日

4. 業績に与える影響

本件による2020年2月期の当社連結業績等に与える影響は軽微であります。

以上